

今月のテーマ 「万博入場券の従業員割引販売」

1. Q 今年4月13日の開幕から3か月経過した大阪・関西万博ですが、企業がまとめて購入した入場券を、取引先や従業員へ無償で交付するほか、従業員に対して割引価格で販売するケースの場合、その入場券の購入費用の税務上の取扱いについて教えてください。

A 「企業が大阪・関西万博の入場券の購入費用については、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合の入場券の購入費用その他交通費、宿泊費等は福利厚生費に該当する」とされています。そこで、この入場券の購入費用を福利厚生費として処理するには

- ①入場券を希望する全従業員を対象に交付すること
- ②入場券は購入企業において従業員又はその家族が使用することを条件に交付すること（すなわち転売や他人への譲渡禁止）とし、従業員が実際に使用したことについては事後的に報告をさせること
- ③交付を希望しない従業員に対し、入場券の代わりに金銭を給付する等の対応は行わないという前提があります。



2. Q 従業員に対し入場券の割引販売をした場合も、入場券の購入費用に係る取扱いと同様でしょうか？又全従業員分の入場券を確保できず、人数を限定して割引販売を行ったとしても取扱いが異なることはないでしょうか。

A 入場券の割引販売をした場合も、購入費用と同じ取扱いになりますし、また、人数を限定して割引販売する場合、販売に関する情報が全従業員に向けてオープンにされ、すべての従業員に対して手を挙げる機会が与えられていることが前提となります。

3. Q それでは、部門や職位などにより対象者を限定して入場券の割引販売を行った場合は、交際費又は従業員に対する給与として取扱われる可能性がありますよね。

A はい、そうですね。従業員から受けとった代金は、「雑収入」として計上することになるでしょう。

FM佐賀「野中税理士のなるほど税務ナール！」放送中!

8月放送は 8月12日、26日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

今日の
一句

7月19日は土用丑の日でした。一年で最も暑い日の一つです。そこで一句!!

「照りつける 灼熱の暑さ 海恋し」(風鈴、水まき、海遊び)

♪ 海その愛 加山雄三

九星占い (8月)

《一白水星》

吉凶混合月です。いい加減に物事進めると運氣ダウンとなります。誠実な対応が運氣UPに繋がります。体調の変化に気を付けて!

《二黒土星》

気分がムラが出やすい時です。些細なことで口論にならないように平常心で対応することが大切です。リフレッシュを!

《三碧木星》

幸運月です。積極的に物事に取り組みましょう。対人関係も良好です。良い関係を築けるでしょう。家族サービスで更なる運氣UPを。

《四緑木星》

運氣は下降気味です。何となく気分がすぐれない日もあるでしょう。温泉や景色の良い場所でのリフレッシュして運氣を上げていきましょう。

《五黄土星》

我を張り過ぎない、頑固になり過ぎないようにしましょう。周りの方との和が運氣UPに繋がります。柔軟に考える事が大事です!

《六白金星》

運氣は上々ですが美味い儲け話には要注意です。感も湧える時です。良い閃きがあります。アイデアを実現出来るでしょう。

《七赤金星》

見切り発車に気をつけて、足元をしっかり固めましょう。地道に何事も進める事が運氣UPに繋がります。美術館が吉。

《八白土星》

しっかり計画を練り、将来を見据えた行動が吉です。自分磨きが運氣UPに繋がります。本を読みましょう! 良いアイデアが浮かぶかも。

《九紫火星》

やる気もあり気力も充実した月となるでしょう。頑張りすぎないように気をつけましょう。水分不足に気を付けて。熱中症に注意。